

平成 28 年度の委員会運営方法について

【調査・研究テーマ案】

スポーツができる・スポーツに親しめる環境づくりについて

(テーマ選定理由)

横浜市は、4つの多彩なプロスポーツチームが活躍している国内屈指の都市であり、世界トライアスロンシリーズ横浜大会などの国際大会が開催されるとともに、市民参加型のスポーツイベントも開催され、横浜マラソンには多くの申し込みがあるなど、市民のスポーツに関する関心は非常に高い。

また、ラグビーワールドカップ 2019 の決勝戦や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、それらを契機に国内外に横浜の魅力を発信するとともに、世代に関わらず子どもから高齢者まで全ての市民がスポーツに親しみ、健康で心豊かに生き生きと暮らすことができる社会の実現が望まれる。

そのためにも、身近でスポーツができる、普段からスポーツに親しめる環境づくりが重要であるが、スポーツを行う場所の確保やスポーツに接する機会の向上に向けて、本委員会では、事例の検証、現地視察や専門家からの意見聴取などを行い、調査・研究を行う。

スポーツ施設等一覧表

施設名	箇所数	施設名・公園名等																		備考 (所管等)		
		鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷			
庭球場	公園内庭球場 (有料施設)	22	入船 潮田	三ツ沢		日ノ出川 山手 本牧市民	清水ヶ丘	日野中央	常盤	今川	岡村 新杉田	富岡西 長浜	新横浜	長坂谷		都田	東俣野中央 小雀	金井		瀬谷本郷	環境創造局	
	公園内庭球場 (地元管理)	14				小港南			逆田橋 天王町南	大貫谷 日向根	洋光台南	阿王ヶ台 富岡総合 能見台北 能見台東 能見台中央	綱島 太尾						しらゆり		港湾局 環境創造局	
	スポーツ会館	7					六ツ川					六浦	小机	十日市場	新石川	大熊 東山田						市民局
	その他 (横浜国際プール、スポーツ センター、テニスガーデン、 その他有料施設)	8				*根岸テニスガーデン			保土ヶ谷スポーツセンター			産業振興センター		港北スポーツセンター	*緑テニスガーデン	横浜国際プール				*泉中央テニスガーデン		市民局(*は体育協会) 経済局 健康福祉局
プール	公園内プール (有料施設)	30	岸谷 平安 潮田	入江町 六角橋 白幡仲町	岡野	元町	清水ヶ丘 弘明寺 中村	野庭中央	川辺	大貫谷 鶴ヶ峰本町	磯子腰越 森町 芦名橋 洋光台南	富岡八幡	菊名池 綱島 新横浜		千草台	茅ヶ崎 山崎	大坂下			しらゆり	宮沢町第二	環境創造局
	屋外プール (有料施設) ※公園内以外	3				本牧市民プール				旭プール	横浜プールセンター											市民局
	屋内プール (有料施設) ※公園内以外	10			西スポーツセンター			港南プール		旭プール		金沢プール				横浜国際プール 都筑プール		栄プール				健康福祉局
弓道場	公園内弓道場 (有料施設)	5							保土ヶ谷プール													健康福祉局
	地元管理	1				元町			常盤		金が谷広町		富岡総合					本郷ふじやま				環境創造局
	スポーツセンター	2														戸塚スポーツセンター				*泉スポーツセンター		市民局
陸上競技場	公園内 (有料施設)	3											横浜ラポール									健康福祉局 環境創造局
球技場 (名称に球 技場と付く もの)	公園内球技場 (有料施設)	5		三ツ沢								長浜	新横浜	長坂谷	谷本							環境創造局
馬術練習場	有料施設	1		三ツ沢																		環境創造局
その他	スケートリンク	1		*横浜銀行アイ スアリーナ																		体育協会
	漕艇場	1	鶴見川漕艇場																			市民局
	インラインホッケーコート	1							保土ヶ谷スポーツセンター													市民局
施設・公園数 合計		451	26	26	10	18	23	20	23	33	22	48	36	21	29	33	26	18	22	17		

参考	一般公園	363	19	21	12	18	11	18	17	23	14	38	22	16	33	39	20	25	9	8
	街区公園	2293	122	131	38	72	120	161	146	179	104	165	145	133	197	100	199	104	88	89
	合計	2656	141	152	50	90	131	179	163	202	118	203	167	149	230	139	219	129	97	97

学校開放（スポーツ施設）一覧表

施設名	箇所数	学校名																		備考 (所管等)	
		鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷		
学校開放	校庭、体育館	486	末吉小学校	子安小学校	戸部小学校	北方小学校	石川小学校	日野小学校	星川小学校	二俣川小学校	磯子小学校	金沢小学校	日吉台小学校	山下小学校	鉄小学校	中川小学校	戸塚小学校	豊田小学校	中和小学校	瀬谷小学校	教育委員会事務局
			市場小学校	青木小学校	東小学校	元街小学校	大岡小学校	永野小学校	保土ヶ谷小学校	市沢小学校	杉田小学校	六浦小学校	高田小学校	長津田小学校	谷本小学校	勝田小学校	川上小学校	本郷小学校	岡津小学校	原小学校	
			潮田小学校	神奈川小学校	平沼小学校	本町小学校	太田小学校	日下小学校	川島小学校	白根小学校	根岸小学校	釜利谷小学校	新田小学校	鴨居小学校	田奈小学校	山田小学校	大正小学校	西本郷小学校	中田小学校	上瀬谷小学校	
			東台小学校	神橋小学校	宮谷小学校	立野小学校	南吉田小学校	桜岡小学校	今井小学校	都岡小学校	滝頭小学校	富岡小学校	大綱小学校	新治小学校	山内小学校	すみれが丘小学校	東戸塚小学校	千秀小学校	中和南小学校	三ツ境小学校	
			旭小学校	二谷小学校	一本松小学校	大鳥小学校	日枝小学校	南台小学校	帷子小学校	希望が丘小学校	浜小学校	大道小学校	城郷小学校	森の台小学校	奈良小学校	茅ヶ崎小学校	汲沢小学校	飯島小学校	上飯田小学校	南瀬谷小学校	
			生麦小学校	浦島小学校	山元小学校	南太田小学校	芹が谷小学校	峯小学校	鶴ヶ峯小学校	屏風浦小学校	八景小学校	港北小学校	十日市場小学校	つづきが丘小学校	中川西小学校	境木小学校	桂台小学校	東中田小学校	二つ橋小学校		
			豊岡小学校	池上小学校	稲荷台小学校	間門小学校	井土ヶ谷小学校	吉原小学校	岩崎小学校	本宿小学校	梅林小学校	文庫小学校	網島小学校	三保小学校	美しが丘小学校	都田小学校	川上北小学校	本郷台小学校	新橋小学校	瀬谷第二小学校	
			下野谷小学校	幸ヶ谷小学校	浅間台小学校	本牧南小学校	蒔田小学校	下永谷小学校	富士見台小学校	万騎が原小学校	岡村小学校	瀬ヶ崎小学校	菊名小学校	竹山小学校	青葉台小学校	川和小学校	柏尾小学校	小菅ヶ谷小学校	和泉小学校	相沢小学校	
			入船小学校	三ツ沢小学校	老松中学校	本牧小学校	中村小学校	上大岡小学校	桜台小学校	今宿小学校	汐見台小学校	西柴小学校	篠原小学校	長津田第二小学校	榎が丘小学校	折本小学校	小雀小学校	公田小学校	下和泉小学校	大門小学校	
			鶴見小学校	白幡小学校	岡野中学校	横浜吉田中学校	南小学校	芹が谷南小学校	常盤台小学校	東希望が丘小学校	洋光台第一小学校	西富岡小学校	下田小学校	東本郷小学校	すすき野小学校	荏田小学校	矢部小学校	小山台小学校	葛野小学校	瀬谷さくら小学校	
			平安小学校	斎藤分小学校	西中学校	大鳥中学校	永田小学校	日限山小学校	上菅田小学校	上川井小学校	洋光台第二小学校	朝比奈小学校	大曾根小学校	上山小学校	もえぎ野小学校	都田西小学校	南戸塚小学校	笠間小学校	いずみ野小学校	阿久和小学校	
			岸谷小学校	西寺尾小学校	軽井沢中学校	仲尾台中学校	六つ川小学校	港南第一小学校	初音が丘小学校	さちが丘小学校	洋光台第三小学校	洋光台第四小学校	高舟小学校	篠原西小学校	いぶき野小学校	荏田南小学校	深谷小学校	庄戸小学校	原中学校	瀬谷中学校	
			上末吉小学校	神大寺小学校		本牧中学校	永田小学校	下野庭小学校	上星川小学校	中沢小学校	森東小学校	並木第一小学校	新吉田小学校	中山小学校	藤が丘小学校	川和東小学校	深谷小学校	上郷小学校	緑園東小学校	南瀬谷中学校	
			下末吉小学校	西寺尾第二小学校			六つ川小学校	相武山小学校	新井小学校	四季の森小学校	山玉台小学校	釜利谷東小学校	網島東小学校	山下みどり台小学校	美しが丘東小学校	茅ヶ崎台小学校	東汲沢小学校	本郷中学校	緑園西小学校	下瀬谷中学校	
			寺尾小学校	中丸小学校			別所小学校	永谷小学校	坂本小学校	川井小学校	さわの里小学校	並木第四小学校	師岡小学校	霧が丘小学校	市ヶ尾小学校	北山田小学校	名瀬小学校	上郷中学校	西が岡小学校		
			汐入小学校	羽沢小学校			六つ川西小学校	港南第二小学校	笹山小学校	不動丸小学校	根岸中学校	能見台小学校	矢上小学校	田奈中学校	嶋山小学校	南山田小学校	俣野小学校	桂台中学校	岡津中学校		
			馬場小学校	菅田小学校			共進中学校	港南第三小学校	藤塚小学校	上白根小学校	浜中学校	釜利谷南小学校	駒林小学校	中山中学校	あざみ野第一小学校	都筑小学校	平戸小学校	西本郷中学校	中和中学校		
			駒岡小学校	南神大寺小学校			平楽中学校	丸山台小学校	瀬戸ヶ谷小学校	南本宿小学校	岡村中学校	小田小学校	高田東小学校	十日市場中学校	鴨志田第一小学校	つづきの丘小学校	鳥が丘小学校	飯島中学校	泉が丘中学校		
			獅子ヶ谷小学校	浦島丘中学校			藤田中学校	左近山小学校	権太坂小学校	左近山小学校	六浦南小学校	太尾小学校	鴨居中学校	東鴨居中学校	東市ヶ尾小学校	東山田小学校	南舞岡小学校	本郷特別支援学校	中田中学校		
			上寺尾小学校	栗田谷中学校			南中学校	野庭すずかけ小学校	岩崎中学校	中尾小学校	洋光台第一中学校	能見台南小学校	新羽小学校	東鴨居中学校	あざみ野第二小学校	茅ヶ崎東小学校	上矢部小学校	小山台中学校	上飯田中学校		
			新鶴見小学校	六角橋中学校			南が丘中学校	港南中学校	保土ヶ谷中学校	善部小学校	洋光台第二中学校	並木中央小学校	北網島小学校		鴨志田緑小学校	牛久保小学校	品濃小学校	いずみ野中学校			
			市場中学校	神奈川中学校			永田中学校	上永谷中学校	宮田中学校	若葉台特別支援学校	森中学校	金沢中学校	新吉田第二小学校		荏子田小学校	中川中学校	秋葉小学校	領家中学校			
			潮田中学校	松本中学校			六つ川中学校	笹下中学校	岩井原中学校	今宿南小学校		六浦中学校	大豆戸小学校		恩田小学校	茅ヶ崎中学校	東俣野小学校				
			末吉中学校	菅田中学校			藤の木中学校	野庭中学校	西谷中学校	若葉台小学校		大道中学校	小机小学校		新石川小学校	中川西中学校	舞岡小学校				
			鶴見中学校	盲特別支援学校				港南第一中学校	上菅田中学校	鶴ヶ峯中学校		西柴中学校	城郷中学校		さつきが丘小学校	都田中学校	倉田小学校				
			寺尾中学校	錦台中学校				芹が谷中学校	新井中学校	万騎が原中学校		富岡中学校	新田中学校		荏田西小学校	川和中学校	東品濃小学校				
			生麦中学校					日限山中学校	橋中学校	希望が丘中学校		富岡東中学校	日吉台中学校		桂小学校	荏田南中学校	下郷小学校				
			寛政中学校					日野南中学校		上白根中学校		西金沢中学校	大綱中学校		奈良の丘小学校	東山田中学校	大正中学校				
			矢向中学校					丸山台中学校		左近山中学校		並木中学校	篠原中学校		黒須田小学校	早瀬中学校	戸塚中学校				
			上の宮中学校					東永谷中学校		都岡中学校		釜利谷西中学校	樽町中学校		美しが丘西小学校	舞岡中学校	舞岡中学校				
								港南台ひの特別支援学校		旭中学校		小田中学校	日吉台西中学校		山内中学校	境木中学校	境木中学校				
								日野中央高等特別支援学校		南希望が丘中学校			新羽中学校		谷本中学校	豊田中学校	豊田中学校				
										今宿中学校			高田中学校		青葉台中学校	汲沢中学校	汲沢中学校				
										旭北中学校					みたけ台中学校	深谷中学校	深谷中学校				
										若葉台中学校					美しが丘中学校	秋葉中学校	秋葉中学校				
															すすき野中学校	平戸中学校	平戸中学校				
															奈良中学校	南戸塚中学校	南戸塚中学校				
															緑が丘中学校						
															もえぎ野中学校						
															あざみ野中学校						
															鴨志田中学校						
															市ヶ尾中学校						
															あかね台中学校						
			31	27	12	13	25	33	28	36	23	32	34	21	44	30	38	21	23	15	
			市場中学校	浦島丘中学校	軽井沢中学校	横浜吉田中学校	共進中学校	日限山中学校	保土ヶ谷中学校	鶴ヶ峯中学校	根岸中学校	金沢中学校	城郷中学校	十日市場中学校	山内中学校	茅ヶ崎中学校	大正中学校	本郷中学校	岡津中学校	瀬谷中学校	教育委員会事務局
			潮田中学校	栗田谷中学校			南中学校	丸山台中学校	西谷中学校	万騎が原中学校	岡村中学校	六浦中学校	新田中学校	鴨居中学校	谷本中学校	中川西中学校	戸塚中学校	上郷中学校	中和中学校	南瀬谷中学校	
			末吉中学校	六角橋中学校			南が丘中学校	東永谷中学校	上菅田中学校	希望が丘中学校	森中学校	大道中学校	大綱中学校		青葉台中学校	都田中学校	汲沢中学校	飯島中学校	泉が丘中学校		
			寺尾中学校	神奈川中学校			永田中学校			左近山中学校	浜中学校	西柴中学校	高田中学校		奈良中学校	荏田南中学校	秋葉中学校	中田中学校			
			寛政中学校							旭北中学校		富岡東中学校			もえぎ野中学校	早瀬中学校					
			上の宮中学校									並木中学校			あざみ野中学校						
			6	4	1	4	4	3	3	5	4	6	4	2	8	5	4	3	4	2	
合計	558	37	31	13	17	29	36	31	41	27	38	38	23	52	35	42	24	27	17		

地域で管理運営しているスポーツ施設等の概要

対象施設名	地域スポーツ広場
管理運営方法(名称)	管理運営委員会
概要 (役割、活動範囲、 担い手等)	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年や地域の人々を対象とし、体育文化活動の場として暫定的に地域へ開放 ○管理運営団体が、日常的な管理・運営(予約受付調整、日常清掃等)、安全性の確保(フェンス等の日常点検等)を行う。
本市への手続(覚書等)	本市(区長)と覚書を締結
本市からの運営費(謝金)等	原則として、管理運営団体が負担(区が別途要領で定める基準により、管理運営にかかる経費の全部又は一部を補助することができる。)
規則・要綱等	横浜市広場・はらっぱ要綱 ※別紙参照
利用調整方法 (モデルケース等)	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、①利用調整会議での調整、②抽選等の方法により決定(施設により異なる) ○空いている時間帯については、自由利用可能
地域への情報開示(管理運営 ルールや予約方法の周知等)	<ul style="list-style-type: none"> ○地元自治会・町内会での周知 ○施設への掲示
備考	

地域で管理運営しているスポーツ施設等の概要

対象施設名	少年広場
管理運営方法（名称）	管理運営委員会
概要 （役割、活動範囲、 担い手等）	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校高学年から中学生を対象とし、遊具を置かず球技等で自由に遊べる広場として、暫定的に地域へ開放 ○管理運営団体が、日常的な管理・運営（予約受付調整、日常清掃等）、安全性の確保（フェンス等の日常点検等）を行う。
本市への手続（覚書等）	本市（区長）と覚書を締結
本市からの運営費（謝金）等	原則として、管理運営団体が負担（フェンス等の修繕に対し、適宜対応する。）
規則・要綱等	横浜市広場・はらっぱ要綱 ※別紙参照
利用調整方法 （モデルケース等）	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、①利用調整会議での調整、②抽選等の方法により決定（施設により異なる） ○空いている時間帯については、自由利用可能
地域への情報開示（管理運営ルールや予約方法の周知等）	<ul style="list-style-type: none"> ○地元自治会・町内会での周知 ○施設への掲示
備考	

横浜市広場・はらっぱ要綱

1 目的

遊休地や未利用の公有地を暫定的に利用して、青少年を中心に子どもから大人まで誰もが自由に利用できる広場及びはらっぱを、地域の人々の協力によって設置・運営する。

2 対象

この要綱の対象となるものは、遊休地や未利用となっている公有地を現状のまま利用する少年広場、地域スポーツ広場及び町のはらっぱ（以下「広場・はらっぱ」という。）とする。

3 設置の条件

- (1) 対象となる用地は、市内の遊休地又は未利用となっている公有地のうち、原則として1,000㎡以上の用地であること。
- (2) 遊休地については、原則として5年以上土地所有者の協力により、広場・はらっぱとして地域住民が無償で確保できる用地であること。
- (3) 未利用となっている公有地については、原則として5年以内に事業開始予定のない用地で、区長が土地所有者（市有地の場合は所管局長、以下同じ）から使用承認を受けること。
- (4) 土地の形状は、現状のまま広場・はらっぱとして利用できること。
- (5) 広場・はらっぱの周辺が交通事故又は自然災害等の危険性がなく、安全に利用できること。
- (6) 地域において施設の日常的な管理運営を行う体制ができていること。

4 設置申請

広場・はらっぱの設置を希望する者は、区長あてに申請する。区長は、設置条件を審査し、設置を決定する。

5 管理運営

- (1) 広場・はらっぱの日常的な管理運営は、地域で組織する団体（以下「管理運営団体」という。）が行う。
- (2) 公有地については、区長は、管理運営団体代表者と覚書を交わして広場・はらっぱとしての使用を承諾する。覚書は1年毎の更新とする。

6 管理運営費及び補助金

この事業の管理運営費は、管理運営団体が負担する。区長は、公益性の見地から別途要領で定める基準により管理運営にかかる経費の全部又は一部を補助することができる。

7 環境整備

- (1) 設置に際して、区長は土地所有者及び管理運営団体等と協議のうえ、安全性等を確保し、広場・はらっぱとして利用するために必要な環境整備を行う。ただし、遊具等は設置せず、土地の形状は現状のまま利用するものとする。
- (2) 設置後において、安全性等を阻害する事態が生じた場合は、区長は土地所有者及び管理運営団体等と協議のうえ、必要な措置を講ずる。

8 廃止及び返還

- (1) 設置した広場・はらっぱが土地所有者又はその他の都合により廃止される場合に、管理運営団体は、区長に広場・はらっぱの廃止を届け出る。ただし、区長が使用を承諾した公有地については、区長が承諾を取り消して廃止する。
- (2) 土地は、区長と管理運営団体が土地所有者と協議して原状に復し、土地所有者に返還する。

9 要領の制定

区長はこの要綱に基づき、地域の特性や住民ニーズに応じて事業を展開するための要領を定める。

附 則

- (1) この要綱は平成6年4月1日から施行する。
- (2) 町のはらっぱ設置要綱、地域スポーツ広場設置要綱及び少年広場設置要綱は廃止する。

地域で管理運営しているスポーツ施設等の概要

対象施設名	公園内の有料でない下記施設 (少年野球場、多目的広場、庭球場、弓道場)
管理運営方法(名称)	管理運営委員会
概要 (役割、活動範囲、担い手等)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整 ・軽易な補修 ・清掃、草刈等 ・地域の方々(町内会長等)や施設利用者で結成
本市への手続(覚書等)	本市(土木事務所)と覚書を締結、年度ごとに活動報告提出
本市からの運営費(謝金)等	要綱で定められた交付基準により運営費(謝金)を交付
規則・要綱等	横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱 ※別紙参照
利用調整方法 (モデルケース等)	利用調整会議などで、 <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用できる時間と申し込む1枠単位の時間 ・団体利用と自由利用の時間帯の設定 ・団体の登録方法 ・利用の調整方法 ・申込方法と周知方法 などを決める。
地域への情報開示(管理運営ルールや予約方法の周知等)	公園内に掲示等
備考	利用調整会議は公園や町内会館等に集ってもらい、一度に申し込みを受けその場で調整、または、事務局に電話や郵送などで申し込んでもらい、調整会議後に結果を通知または現地に調整結果を公開するなどの方法が一般的です。

横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱

最近改正 平成25年3月19日 環創維持第528号

(目的)

第1条 この要綱は、公園内に設置されている運動施設、集会所等の地元利用が中心となる公園施設（以下「運動施設等」という。）の利用調整、除草・清掃等の日常的管理を行う地域団体を結成し、もって地域住民がスポーツを通じてその心身の健全な育成を図り、かつ、相互の親睦を深めることを目的とする。

(公園施設管理運営委員会の定義)

第2条 公園施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するために結成される団体をいう。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、運動施設等を有する公園周辺の地域住民をもって構成するものとする。

(委員会の数)

第4条 委員会の数は、原則として1公園について1委員会とする。

(委員会の名称)

第5条 委員会の名称は、公園名とその施設名を併せて用いるものとする。ただし、公園愛護会が第1条の目的を達成する地域団体となる場合はこの限りではない。

(委員会の活動内容)

第6条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の活動を行うものとする。

- (1) 利用申込の受付、調整、承認
- (2) 施設の軽易な補修
- (3) 除草・清掃
- (4) その他委員会の目的達成のため必要な活動

2 委員会は、第1条の目的以外の利用申込については、委員会の活動内容に含まないものとする。

(委員会の結成)

第7条 委員会を結成しようとするときは、管理運営委員会結成届（第1号様式）、委員会会則及び施設運営要綱を土木事務所長に提出するものとする。

(覚書の締結)

第8条 土木事務所長は、前条の提出書類を適正と認めたときは、委員会会長と管理運営に関する覚書を締結するものとする。

(環境創造局公園緑地部公園緑地維持課長への通知)

第9条 土木事務所長は、前条の覚書を締結したときは、速やかに第7条及び第8条の提出書類の写しを環境創造局公園緑地部公園緑地維持課長（以下「公園緑地維持課長」という。）に送付するものとする。

(委員会の成立時期)

第10条 委員会は、第8条の覚書を締結した日をもって成立するものとする。

(委員会の役員)

第11条 委員会には会長を置き、会を統轄するものとする。なお、委員会にはその他必要な役員を置くものとする。

(委員会の届出事項)

第12条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、土木事務所長に届け出なければならない。

- (1) 会長等を変更するとき。(第2号様式)
- (2) 委員会を休止・解散するとき。(第2号様式の2)
- (3) 会則及び運営要綱の基本的な事項を変更するとき。(第2号様式)

2 前項による届出を受けたときは、土木事務所長はその写しを公園緑地維持課長に送付するものとする。

(運営費の交付)

第13条 市長は、委員会に対し別表に定める基準により、運営費(謝金)を年1回交付する。ただし、委員会が活動していないとき、委員会からの辞退があった場合、その他交付の必要を認めなくなったときはこの限りではない。

(運営費の交付時期)

第14条 運営費の交付時期は、おおむね7月とする。ただし、年度途中(12月末日まで)に、新たに結成された委員会については、結成後速やかに交付する。

(決算報告書等の提出)

第15条 委員会は、管理運営費決算報告書(第3号様式)及び利用実績報告書(第4号様式)を市長に毎年4月末までに提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、環境創造局長が定める。

2 公園緑地事務所が管理を所管する公園については、第7条、第8条、第9条、第12条における土木事務所長を公園緑地事務所長に読み替えるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

9 この要綱の適用前に結成された管理運営委員会は、この要綱に基づき結成された管理運営委員会とみなす。

別 表

運 営 費 交 付 基 準

施 設 名	運 営 費 (円)	
少 年 野 球 場	1面当	72,000
多 目 的 広 場	1面当	72,000
庭 球 場	1面当	24,000
配水池兼用公園多目的広場 ただし、年度途中で結成された ものについては、下記のとおりと します。	1面当	420,000
5月中に結成	1面当	385,200
6月中に結成	1面当	350,400
7月中に結成	1面当	315,600
8月中に結成	1面当	280,800
9月中に結成	1面当	246,000
10月中に結成	1面当	211,200
11月中に結成	1面当	176,400
12月中に結成	1面当	141,600
集 会 所 そ の 他	1か所当	72,000

(注) ※ 4月から12月までに結成された管理運営委員会については、当該年度分の運営費を交付し、1月以降結成された管理運営委員会については、当該年度分の運営費は交付しません。

※ 配水池兼用公園多目的広場については、月の半ばに結成されたものは、当該月の運営費から交付します。

管理運営委員会会長等変更届

平成 年 月 日

土木事務所長
公園緑地事務所長

新 委員会会長 住 所 〒 _____

氏 名 _____
電話番号 _____
所属団体名 _____

前 委員会会長 氏 名 _____
電話番号 _____

このたび 公園 管理運営委員会会長等を変更しましたので届けます。

(新役員名簿) ※別添可

役職名	氏 名	住 所	電話番号	所属団体名

※会長変更の場合、本様式の提出により、「覚書」「委員会会則」「施設運営要綱」が新会長に引き継がれたものとみなします。

平成 年度 運営費決算報告書

平成 年 月 日

横浜市長

委員会名 公園 管理運営委員会
〒

会長住所 _____

会長氏名 _____

電話番号 _____

事務担当者氏名 _____

事務担当者電話番号 _____

次のとおり決算報告します。

収	入	円
支	出	円
差	引	円

(収入内訳)

項 目	金 額	摘 要
運 営 費	円	
雑 収 入		
繰 越 金		
計		

(支出内訳)

項 目	金 額	摘 要
会 議 費	円	
修 繕 費		
備 品 費		
雑 費		
計		

平成 年度 利用実績報告書

平成 年 月 日

横浜市長

委員会名 _____ 公園 _____ 管理運営委員会

会長氏名 _____

次のとおり報告します。

利用内容								
利用月	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計								
備考								

学校開放事業の概要

開放施設 (スポーツ施設)	学校開放事業 (市立学校の校庭、体育館、格技場)
管理運営方法(名称)	施設管理者: 学校 運営方法: 文化・スポーツクラブによる自主・自立的な運営
概要 (役割、活動範囲、担い手等)	学校開放の運営事務については、登録団体や地域の方を中心に組織した文化・スポーツクラブが、地域の実情や利用状況に合わせて、基本ルールとなる会則(規約)を定め、運営に必要な諸経費を負担し、自主・自立的に運営している。
本市への手続(覚書等)	文化・スポーツクラブが毎年度「横浜市立学校普通使用許可申請書(学校開放用)」を教育委員会事務局に提出。
本市からの運営費(謝金)等	○運営費については、文化・スポーツクラブが負担する。 ○地域貢献事業補助金 文化・スポーツクラブが主催し、地域の誰もが参加できる自主事業に対して、一定の条件のもとで、補助金の交付を実施している。 例: 登録団体等による各種目のスポーツ教室や、文化教室など
規則・要綱等	○横浜市立学校施設使用規則 ○学校体育施設の開放に関する要綱、 ○学校開放事業における地域貢献事業補助金交付要綱
利用調整方法 (モデルケース等)	各文化・スポーツクラブが、会則等に従い、利用調整を行っている。 例: 定期的に登録団体が集まり、利用調整会議を実施、等
地域への情報開示(管理運営ルールや予約方法の周知等)	横浜市生涯学習ページ「はまなび」上で手引き、様式等を公開している。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/open/
備考	学校開放事業は、生涯学習の振興を図るため、学校施設を学校教育や部活動に支障のない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として、地域の皆様に開放するものである。

横浜市立学校施設使用規則

制 定 昭和45年7月25日教委規則第5号

最近改正 平成8年4月1日教委規則第14号

横浜市立学校施設使用規則をここに公布する。

横浜市立学校施設使用規則

(趣旨)

第1条 横浜市立学校施設の目的外使用（以下「使用」という。）については、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学校施設 横浜市立学校の用に供している土地及びその上の工作物をいう。
- (2) 普通使用 市民および市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することをいう。
- (3) 特別使用 前号以外の目的で学校施設を使用することをいう。

(普通使用の申請及び許可)

第3条 普通使用の許可申請しようとするものは、横浜市立学校普通使用許可申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、これを許可するものとする。この場合において、区長は条件を付することができる。

- (1) 学校教育または学校管理に支障があるとき。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的とする使用であるとき。ただし、衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会議員若しくは横浜市会議員が当該選挙区で開催する議会報告又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第201条の4の規定による推薦演説会若しくは同法第14章の3の規定による政談演説会(公職の候補者の推薦、支持その他選挙活動のための演説に限る。)の使用であるときは、この限りではない。

3 区長は、前項の規定に基づき普通使用を許可するときは、あらかじめ前項第1号に掲げる事項について当該学校長の意見を聞かなければならない。

4 区長は、第2項の規定に基づき普通使用を許可したときは、当該申請者に対し、横浜市立学校普通使用許可書(第2号様式)を交付するものとする。

(特別使用の申請及び許可)

第4条 特別使用の許可を申請しようとするものは、横浜市立学校特別使用許可申請書

(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、特に必要またはやむを得ないと認めた場合に限り使用を許可することができる。この場合において、教育長は条件を付することができる。
- 3 教育長は、前項の規定に基づき特別使用を許可したときは、当該申請者に対し、横浜市立学校特別使用許可書(第4号様式)を交付するものとする。

(特別使用の使用期間)

第5条 学校施設の特別使用の期間(以下「使用期間」という。)は1年以内とする。ただし、必要に応じて更新することを妨げないものとし、1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の限度に応じて1年を超える使用期間を定めることができる。

(特別使用の使用料)

第6条 特別使用にかかる使用料については、横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の規定を準用する。

(使用上の義務)

第7条 学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用施設の維持保全をすること。
- (2) 使用施設を許可した目的以外の用に使用しないこと。
- (3) 使用施設を他の者に使用させないこと。
- (4) 使用施設の現状を変更し、またはこれに工作を加えないこと。
- (5) 使用期間が満了した場合または使用許可を取り消された場合は、使用者の負担でこれを原状に復して使用期間満了の日または普通使用については区長、特別使用については教育長(以下「区長または教育長」という。)が指定する期日までに使用施設を返還すること。
- (6) 区長または教育長が使用期間中学校施設の使用状況について調査するとき、または報告を求めたときはその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならないこと。
- (7) その他区長または教育長が指示する事項。

(使用許可の取り消し)

第8条 区長または教育長は、学校施設を使用させた場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) 公用もしくは公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件またはこの規則の規定に違反したとき。

(使用許可の失効)

第9条 学校施設を使用させた場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用許可は、失効する。

(1) 使用者が死亡したときまたは所在不明になったとき。

(2) 使用者が法人（これに準ずるものを含む。以下同じ。）であるときは、この法人が解散したとき。

(光熱水料等の負担等)

第10条 学校施設を使用することに伴う光熱水料等及び使用施設について維持保全、改良その他の行為をするために支出する経費は、使用者の負担とする。

2 使用者は、使用期間が満了した場合または使用許可を取り消された場合において、当該学校施設に投じた必要費、有益費及びその他の費用があっても、これを請求できないものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意または過失によって使用施設を滅失し、もしくはき損したときまたは使用許可の条件に違反して損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 普通使用の場合において、参集者が故意または過失により使用施設を滅失し、もしくはき損したときは、使用者は当該参集者と連帯してその損害を賠償しなければならない。

(普通使用許可の特例)

第12条 学校施設を体育活動及び文化活動に利用するもので、教育長が指定した学校の当該目的のための普通使用の許可は、第3条の規定にかかわらず、当該学校長が行なう。この場合において、第3条、第7条及び第8条中「区長」とあるのは「校長」に、第7条及び第8条中「区長及び教育長」とあるのは「校長及び教育長」と読み替えるものとし、第3条第3項の規定は適用しない。

(適用除外)

第13条 法律による使用については、この規則を適用しない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則及び告示の廃止)

2 横浜市教育施設使用規則（昭和24年8月教育委員会規則第7号）及び「横浜市教育

施設使用規則第1条第5号の解釈について（昭和27年8月教育委員会告示第1847号の2）」は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則施行の際、現に学校施設を使用している者については、従前と同一の条件によりこの規則に基づいて許可されたものとみなす。
- 4 この規則施行の際、現に作成されている様式は、なお当分の間使用できるものとする。

附 則 （昭和52年6月教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成2年3月教委規則第4号）

この規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月教委規則第11号）

- 1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報の保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 （平成8年3月教委規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

学校体育施設の開放に関する要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 9 月 6 日 教学第 1096 号 (教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校開放事業の一環として実施する学校体育施設開放事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この事業は、地域住民のスポーツ・レクリエーション等の活動の場として、学校教育活動に支障のない範囲で、市立学校の校庭、体育館等の体育施設を開放し、地域住民の体育活動及び文化活動の振興を図るとともに、地域と学校との連携により青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(管理及び運営)

第 3 条 学校体育施設の利用にあたっては、学校ごとに、別に定めるところにより文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を設置しなければならない。

2 学校体育施設開放に伴う管理及び運営は、クラブが行う。

(開放施設)

第 4 条 市立学校の校庭、体育館等体育施設を開放する。

2 格技場を保有する中学校については、これを開放施設とする。

3 その他、教育長が必要と認める場合には、他の学校施設を開放施設として指定することができる。

(開放日及び開放時間)

第 5 条 開放日及び開放時間は、学校教育活動、施設管理上において支障のない範囲とする。

(利用形態)

第 6 条 校庭、体育館、格技場等の利用は、原則として団体利用とする。

(利用対象)

第 7 条 利用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、利用登録の手続きを行い、クラブが認めたものとする。

(利用登録)

第 8 条 前条に関する登録は、クラブの事務局において行う。

(利用種目)

第 9 条 利用種目については、クラブが認めたものとする。

(利用の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための利用、その他政治活動のための利用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持または反対のための利用、その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第11条 クラブの経費は、委託料、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(費用弁償)

第12条 校庭、体育館及び格技場の夜間照明設備の使用に係る光熱費（電気料）は、利用者の負担とし、市へ納付する。

(事故の責任)

第13条 施設利用によって生じた事故については、利用者の責任において負い、設置者の責任に帰する場合のみ設置者が負う。

(利用者の賠償責任)

第14条 利用者が開放中に施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
なお、平成23年3月31日までの、文化・スポーツクラブへの移行期間中、移行前の組織については、各条中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。
- 2 校庭の夜間開放に関する要綱（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

学校開放事業における地域貢献事業補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 2 月 25 日 教 生 第 1354 号 (教育長決裁)
最近改正 平成 27 年 1 月 19 日 教 学 第 1544 号 (教育長決裁)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、学校開放を運営する各学校に組織された文化・スポーツクラブが行う地域貢献事業に対して補助を行うことにより、少子高齢社会を踏まえた地域に向けた多種目、多年代に対応する地域貢献事業の効果的な活動の推進を図り、地域コミュニティの再生、子どもの健全な育ちに寄与することを目的とする。
- 2 地域貢献事業への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 学校開放 横浜市立学校の校庭、体育館等の施設を、学校教育活動を妨げない範囲において、地域住民の文化、スポーツ活動等に供すること。
 - (2) 文化・スポーツクラブ 地域住民等により原則として学校ごとに組織された学校開放の運営団体であり、団体名は各学校で異なる。
 - (3) 地域貢献事業 文化・スポーツクラブが主催する、地域の誰もが参加できる学校施設を利用した住民向けの自主事業。

(補助対象事業の実施基準)

- 第 3 条 補助金の対象となる地域貢献事業の実施基準については、年間を通して 5 日以上実施する文化、スポーツ活動とする。ただし、各々の実施活動内容は同一でなくてもよい。
- 2 次の各号に掲げる事業は対象としない。
- (1) 地域や学校が主催する行事に参加して行う事業（活動）。
 - (2) 登録団体等による発表会等、住民参加のプログラムがない事業。
 - (3) 当該補助金以外の本市から助成を受ける事業。
- 3 実施日数が実施基準に満たない場合は、補助金の全額を返還するものとする。ただし、自然災害や天候及び流感等の流行等、やむをえない事情により実施日数が基準に満たない場合はこの限りではない。

(補助対象事業者の範囲)

- 第 4 条 この要綱における補助対象事業者は、各学校文化・スポーツクラブとする。

(対象経費)

- 第 5 条 この要綱において補助の対象となる経費は、事業に要する経費とし、次の範囲内とする。
- (1) 消耗品費
 - (2) 印刷製本費
 - (3) 修繕費
 - (4) 報償費
 - (5) その他市長が認めるもの
- 2 補助金は、交付決定日からその年度の 2 月末日まで使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。

(補助金額等)

第6条 補助金の交付は、1会計年度あたり1回を限度とする。

2 この要綱に定める補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度における事業実施前とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、地域貢献事業補助金交付申請書(様式 地-1)、事業計画書(様式 地-2)、事業収支予算書(様式 地-3)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規程により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、規約(会則)並びに役員名簿とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類並びに補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知、及び補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、地域貢献事業補助金交付決定通知書(様式 地-4)、不交付決定通知書(様式 地-5)により行うものとする。

(申請の取り下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(補助対象事業の変更、中止)

第10条 文化・スポーツクラブ代表者は、交付決定の通知を受けた後において、補助対象事業の申請事項を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、補助対象事業変更(中止)申請書(様式 地-7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、その内容の審査を行い、必要と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(補助金交付の決定の取り消し等)

第11条 補助金規則第10条第2項の規定により市長が定める補助金の交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 虚偽、その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付の目的以外に補助金を使用したとき。

(3) 補助の対象となる事業を中止したとき。

(4) その他補助金規則、この要綱、及びこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 事業報告書(様式 地-8)及び事業実績報告書(様式 地-9)

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類 事業収支決算書(様式 地-10)

- 2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる事項及び書類は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類。

(補助金額の確定通知)

第 13 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、地域貢献事業補助金確定通知書(様式 地-11)により行うものとする。

(交付の時期の例外)

第 14 条 補助金規則第 17 条の規定により、市長が補助金事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は概算払とし、精算により発生した余剰金については返還するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、地域貢献事業補助金請求書(様式 地-6)により行わなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 23 年 3 月 31 日までのクラブ型への移行期間中、移行前の組織については、各条文中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。